

条件付一般競争入札（物品購入等）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人福島県下水道公社（以下「公社」という。）が発注する物品の買入れ及び印刷物の製造（以下「物品購入等」という。）について、公益財団法人福島県下水道公社会計規程（平成24年4月1日制定。以下「会計規程」という。）第57条の規定に基づき、入札に参加する者の事務所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、対象案件とは、条件付一般競争入札により入札を行う物品購入等をいう。

2 この要綱において、入札執行権者とは、対象案件の入札を行う総務部長（公益財団法人福島県下水道公社事務局組織規程（平成24年4月1日制定。）の別表第三による。）をいう。

（対象案件）

第3条 対象案件は、公社が発注する物品購入等のうち原則として1件の予定価格が物品の買入れにあつては160万円、印刷物の製造にあつては250万円を超えるものとする。ただし、随意契約により契約を締結するものを除くものとする。

（入札参加資格）

第4条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 福島県（以下「県」という。）が定めた「物品の買入れ及び修繕に係る競争入札参加者の資格審査並びに資格制限に関する要綱（昭和60年4月1日制定。以下「県要綱」という。）」第5条に規定する物品購入（修繕）競争入札参加有資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、県要綱第9条の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所等の所在地に関すること

(2) その他必要な事項

(入札の公告)

第5条 公告は、次に掲げる事項について、公社ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する方法により行うものとする。

(1) 条件付一般競争入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札参加資格を有することの確認に関する事項

(4) 契約条項を示す場所及び期間

(5) 入札書等の提出方法

(6) 入札執行の場所及び日時

(7) 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(8) 入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨

(9) その他必要な事項

2 公告は、入札の前日から原則として10日（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第7号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含む。）以上前に行うものとする。

(入札説明書等の周知)

第6条 入札説明書、仕様書等（以下「入札説明書等」という。）を入札公告に示した方法により交付又は周知するものとする。

2 前項に規定する周知の期間は、入札日の前日までとする。

3 入札説明書等に対する質問は、条件付一般競争入札説明書等に関する質問書（様式第1号）（以下「質問書」という。）により、受け付けるものとする。

4 前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札説明書等に関する回答書（様式第2号）をホームページに掲載する方法により周知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第3号）及び次の添付資料を公告に示す期日までに提出しなければならない。

(1) 「物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿」の写し

(2) 物品の全部若しくは主要な部分の製造元が、県要綱第9条の規定に基づく指名停止措置を受けていないことの申請者の確認書（様式任意）

(3) 納入期限までに必ず納品する旨の確約書（様式任意）（単価契約の場合は不要。）

2 入札参加希望者の参加資格について審査し、参加資格の有無を条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第4号）（以下「資格確認通知書」という。）により通知する

ものとする。

(無資格者への理由説明)

第8条 入札参加資格がないと通知された者は、前条の通知を受けた日から起算して2日以内(休日を除く。)に、書面をもって説明を求めることができる。

2 前項の規定による説明を求められた日から起算して2日以内(休日を除く。)に書面をもって回答するものとする。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、県が定めた「福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。)」第249条第1項第4号の規定を準用し免除するものとする。

2 落札者が契約を締結しないときは、見積りに係る入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札)

第10条 入札は、指定の入札書(様式第5号)に必要とする事項を記載し、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 入札参加者が代理人をして入札しようとするときは、入札前に委任状(様式第6号)を提出するものとする。

3 入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。

(入札の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者の提出した入札

(2) 資格確認通知書により参加資格があると通知を受けた者以外の者が提出した入札

(3) 委任状を提出しない代理人のした入札

(4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

(5) 記名、押印を欠く入札

(6) 金額を訂正した入札

(7) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札

(8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札

(9) 明らかに不正によると認められる入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第12条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。

(再度入札)

第13条 入札執行権者は、開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札を行うものとする。

2 再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(落札者の決定)

第14条 入札執行権者は、入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者として決定し、入札金額及び落札者名を開札の場において読み上げるものとする。

2 入札執行権者は、落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 入札執行権者は、入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、随意契約をすることができる。

附則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 財団法人福島県下水道公社条件付一般競争入札（物品購入等）実施要領は廃止する。